

# 朝日町建築物耐震改修促進計画

平成20年8月策定  
山形県朝日町

# 目 次

1	目 的	2
2	計画の位置づけ	2
	(1) 計画の位置づけ	
	(2) 計画期間	
3	建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定	2
	(1) 想定される地震の規模	
	(2) 被害状況	
	(3) 耐震化の現状	
	(4) 耐震化の目標設定	
4	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	7
	(1) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針	
	(2) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策	
	(3) 安心して耐震改修を行うことができる環境の整備	
	(4) 地震時の総合的な安全対策	
	(5) 地震時の通行を確保する道路	
	(6) その他の促進策	
5	建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	8
	(1) 地震ハザードマップの作成・公表	
	(2) 相談体制の整備・情報の充実	
	(3) パンフレット作成とその活用	
	(4) 自治会との連携	
	(5) 家具転倒防止策	
6	その他耐震診断及び耐震改修の促進に必要な事項	9
	(1) 関係団体による事業の概要及び連携	
	資料編	10

# 朝日町耐震改修促進計画

## 1 目 的

朝日町耐震改修促進計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号、以下「法」という。）第 5 条第 7 項に基づき、町内の建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的に促進するために策定するものである。

## 2 計画の位置づけ

### (1) 計画の位置づけ

法第 5 条第 7 項に基づき策定する本計画は、既存建築物の耐震改修に関する施策の基本的な方向性を示す計画である。

本計画は、山形県建築物耐震改修促進計画及び朝日町地域防災計画（平成 19 年 3 月全面改訂）と整合性を図ります。

### (2) 計画期間

計画期間は、平成 20 年度から平成 27 年度まで期間とする。なお、必要に応じて本計画を見直すものとする。

## 3 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定

### (1) 想定される地震の規模

平成 14 年 12 月に山形県が公表した「山形盆地断層帯被害想定調査報告書」では大石田町から上山市までの約 60 km、平成 18 年 6 月に公表した「長井盆地西縁断層帯被害想定調査報告書」では朝日町から米沢市までの約 51 km の断層帯が活動した場合、マグニチュード 7.7～7.8 程度の地震が発生する可能性があり、朝日町地域防災計画では想定される震度を平均で震度 6 弱以上、最大で震度 7 になると想定した。（表－1）

（表－1） 想定地震の長期評価一覧

断 層 名	規 模	位 置	断層の長さ	発生確率		公表年月
				30 年以内	100 年以内	
山形盆地断層帯	約 M7.8	大石田町～ 上山市	約 60 km	ほぼ 0～7%	ほぼ 0～20%	平成 14 年 12 月
長井盆地西縁 断層帯	約 M7.7	朝日町～ 米沢市	約 51 km	0.02%以下	0.1%以下	平成 18 年 6 月

（県総合防災課資料による）

### (2) 被害状況

地震が発生した場合特に、冬期間に発生した場合に甚大な被害が出ると言われております。朝日町地域防災計画による被害想定は（表－2）のとおりである。

(表-2) 断層帯の被害想定結果一覧表

断層区分	山形盆地断層帯		長井盆地西縁断層帯	
	山形県全域	朝日町	山形県全域	朝日町
建物全壊	34,792 棟(6.5%)	333 棟(14.4%)	22,500 棟(4.2%)	250 棟(10.8%)
建物半壊	54,397 棟(10.2%)	578 棟(24.9%)	50,900 棟(9.5%)	558 棟(24.1%)
死者	2,114 人 (0.2%)	25 人(0.3%)	1,700 人(0.1%)	25 人(0.3%)
負傷者	21,887 人 (1.7%)	395 人(4.6%)	16,400 人(1.3%)	398 人(4.6%)
避難者	94,688 人 (7.5%)	967 人(11.3%)	78,800 人(6.2%)	928 人(10.8%)

注：発生ケースは冬季の早朝を想定

：(朝日町の死者、負傷者、避難者)は平成17年度の国勢調査人口にて按分

：朝日町地域防災計画による

### (3) 耐震化の現状

#### ① 住宅

平成17年度の固定資産台帳から推計すると朝日町の住宅の状況は(表-3)のとおりである。住宅の耐震化率の現状は、木造住宅については山形県が実施した昭和56年以前建築木造住宅の簡易耐震診断結果では、耐震性ありの割合が平成17年度で33%、平成18年度が26%とおおよそ30%であることから、住宅総数2,320戸のうち耐震性を満たすと考えられる住宅は(表-4)のとおり1,280戸で、耐震化率は55.2%と推定される。

(表-3) 平成17年度固定資産台帳からの推計

(単位：戸)

建築年代	木造戸建住宅	防火木造戸建住宅	計	備考
～昭和45年	630	190	820	1,490 (64.2%)
昭和46年～昭和56年	460	210	670	
(昭和56年以前 小計)	1,090	400	1,490	
建築年代	木造戸建住宅	防火木造戸建住宅	計	備考
昭和57年～平成2年	190	150	340	830 (35.8%)
平成3年～平成7年	100	80	180	
平成8年～平成12年	80	80	160	
平成13年～	60	90	150	
(昭和57年以降 小計)	430	400	830	
合計	1,520	800	2,320	2,320(100%)

注) 非木造の戸建て住宅は推計でも見込まない

(表-4) 住宅の耐震化率の推定 (平成 17 年度固定資産台帳から推計)

木造住宅総数 2,320 戸	昭和 57 年以降 830 戸	戸建て 450 戸 (30%) 戸建て 1,040 戸 (70%)	耐震性を満たす 1,280 戸 (55.2%)
	昭和 56 年以前 1,490 戸		耐震性が不十分 1,040 戸 (44.8%)

## ② 特定建築物 (民間)

法第 6 条 1 号に規定する多数の者が利用する特定建築物は、いずれも昭和 56 年以降に建築されたもので耐震性は 100%と推計される。

	昭和 56 年以前 の建築物	昭和 56 年以降 の建築物	耐震性有 建築物数	現状の耐震化率
法第 6 条 第 1 号	0 棟	1 棟	1 棟	100%

## ③ 公共施設 (朝日町所有)

朝日町が所有する防災施設拠点及び住民が多数利用する施設数は 43 棟で、小中学校が 16 棟でその他の施設の内、廃校学校が 9 棟で約 58%を占めている。(表-5) 現行の耐震基準が適用された昭和 56 年 6 月 1 日の前 (以下、「S56 年以前」という。) に建築確認申請をして建築された公共施設の建築物は 23 棟で全体の約 53.5%を占め、その内、耐震診断を実施した建築物は 1 棟で、耐震性がある建築物が 1 棟と耐震診断率も低い状態にあります。耐震基準が適用された昭和 56 年 6 月 1 日の後 (以下、「S56 年以降」という。) に建築確認申請をして建築された公共施設の建築物 20 棟と耐震性がある建築物 1 棟を合わせた 21 棟に耐震性があると推計され、耐震化率は 48.8%となっている。

(表-5) 町の公共施設区分別状況 (木造以外の 2 階以上又は延べ面積 200 m<sup>2</sup>を越えるもの。)

施設区分	全棟数 A	S56 年以降建築棟数 B	S56 年以前建築棟数 C	S56 年以前建築の割合 C/A	耐震診断済 D	診断の結果、耐震性がある建築物 E	耐震改修済み建築物 F	耐震性のある建築物棟数 G= B+E+F	耐震化率 G/A
庁舎	4	1	3	75.0%				1	25.0%
小・中学校	16	4	12	75.0%	1	1		5	31.3%
体育施設等	3	1	2	66.7%				1	33.3%
公民館	3	3	—	—	—			3	100%
公営住宅	2	2	—	—	—			2	100%
その他の施設	15	9	6	40.0%	—			9	60.0%
合計	43	20	23	53.5%	1	1		21	48.8%

#### (4) 耐震化の目標設定

##### ① 住宅

住宅の平成27年度における耐震化目標を山形県耐震改修促進計画を踏まえ90%とする。

平成17年度耐震化率	平成27年度耐震化率
55.2%	90%

##### ◎目標達成のために必要な戸数

###### ア. 住宅数の推計

住宅数の増加率を（表-7）家屋の種類別棟数から推計すると、木造住宅については平成10年～平成19年の10年間で木造家屋数が8.4%、非木造家屋が9.0%の減となっているが、非木造の住宅は推計でも考慮していないことから木造家屋数の推計値を採用する。

しかし、平成18年度に若者世代の定住促進を図るため、定住促進ビジョンを策定したが、その効果が徐々に現れていることから、定住促進ビジョンによる増加率5%を見込み、木造住宅戸数を3.4%減の2,240戸と推計する。

###### イ. 耐震化が必要な戸数

目標とする耐震化率90%を達成するためには、（表-6）のとおり816戸の耐震改修が必要であるが、平成17年度から平成19年度末までに建て替えが済んでいる戸数は山形県新設住宅着工統計から約25戸と推測される。（表-8）

したがって、816戸から既に耐震化された25戸を差し引いた、791戸を耐震化の目標戸数とする。

（表-6）平成27年度の住宅戸数推計

		平成17年推計値		平成27年目標	増加率
全 体	住宅 総数	2,320 戸	⇒	2,240 戸	△3.4%
	内耐震性あり	1,280 戸(55.2%)		2,016 戸(90.0%)	
	内耐震性なし	1,040 戸(44.8%)		224 戸(10.0%)	
戸建 木造 住宅		1,520 戸	⇒	1,468 戸	△3.4%
	内耐震性あり	840 戸(55.3%)		1,321 戸(90.0%)	
	内耐震性なし	680 戸(44.7%)		147 戸(10.0%)	
防火 戸建 木造		800 戸	⇒	772 戸	△3.4%
	内耐震性あり	440 戸(55.0%)		695 戸(90.0%)	
	内耐震性なし	360 戸(45.0%)		77 戸(10.0%)	

耐震改修が必要な戸数 1,040 戸 - 224 戸 = 816 戸

(表－7) 家屋の種類別棟数

区 分	H10 年	H19 年	増加率
総 数	7,854 棟	7,188 棟	△8.5%
木造家屋	7,132 棟	6,531 棟	△8.4%
非木造家屋	722 棟	657 棟	△9.0%

資料：朝日町税務課

(表－8) 建て替え戸数の推計

	住宅着工数	建て替え率	建て替え戸数
平成 17 年度	20 戸	42.6%	9 戸
平成 18 年度	19 戸		8 戸
平成 19 年度	18 戸		8 戸
合 計	57 戸		25 戸

資料：(住宅着工数) 山形県新設住宅着工統計

(建て替え率) 平成 15 年度住宅・土地統計調査建て替え戸数 (山形県)

(平成 11 年～平成 15 年建替え戸数 11,000 戸÷総数 25,800 戸=42.6%)

## ② 特定建築物 (民間)

特定建築物の耐震化率は、平成 19 年度において既に 100%である。

## ③ 公共施設 (朝日町所有)

公共施設の平成 27 年度における耐震化目標は、100%を目指す。

平成 19 年度耐震化率	平成 27 年度耐震化率
48.8%	100%

公共施設については、改築計画及び解体計画のある建築物を除き年次計画により耐震診断を実施し、その結果に基づき改修及び施設廃止の方向性を決定し、平成 27 年度には耐震化率 100%を目標とする。

町有建築物の耐震化の情報については、耐震診断及び耐震改修を行った施設ごとに広報誌に掲載し公表することに努める。

## 4 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

### (1) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

建築物の耐震化を促進するためには、まず、建築物の所有者が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。町は、こうした取り組みをできる限り支援する観点から、所有者等にとって耐震診断の実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本的な取組方針とする。

### (2) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

町民に対し、建物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性についての普及活動を積極的に取り組む。また、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修について国庫補助事業の「住宅・建築物耐震改修等事業」を活用しながら耐震化を促進していく。

### (3) 安心して耐震改修を行うことができる環境の整備

- ① 県の各総合支庁で県民の耐震化に関する意識付けとなるよう、耐震相談窓口の開設、出張耐震診断を行っており、町民が利用できるよう PR 啓発に努める。また、県の耐震診断士養成講習会、耐震改修講習会の修了者名簿を住民が閲覧できるよう整備する。
- ② 耐震改修の経済的負担を軽減する支援策として「山形県住宅リフォーム資金融資制度」、また、建替促進のための制度として「山形の家づくり利子補給制度」の啓発により耐震化の促進を図る。

### (4) 地震時の総合的な安全対策

広報誌やホームページを活用して建築物の耐震化の必要性や地震防災意識の普及・啓発を行い、耐震診断・耐震改修へ誘導する。また、ブロック塀の安全対策として、危険なブロック塀の解消を図るために所有者に指導し除去を促す。

地震により建築物及び宅地等が被害を受け、被災建築物等の応急判定が必要になる場合は、町は判定実施本部等を設置し、県に対し応急危険度判定士の派遣要請を行うとともに、判定士の受け入れに必要な措置を講じる。

### (5) 地震時の通行を確保する道路

#### ① 緊急輸送道路

地震時において、救助をはじめ物資の輸送諸施設の復旧応急対策等を実施するうえで重要となる緊急輸送道路について、山形県耐震改修促進計画及び朝日町地域防災計画に基づき定め、地震時に障害とならないようこれらの道路に面する建築物の所有者は、建築物の耐震化に努める。また、緊急輸送道路沿道の町有建物は優先的に耐震化の促進を図る。

#### ② 避難路

朝日町地域防災計画で定める避難場所に向かう避難路の安全確保を図るため、地震発生時に避難の支障となる箇所の有無をあらかじめ点検し、その結果を住民に周知していくとともに沿道の住宅・建築物の耐震化に務める。



## **(6) その他の促進策**

地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害を軽減するため、知事が指定した「土砂災害特別警戒区域」に存在する危険住宅については、国庫補助事業の「住宅・建築物耐震改修等事業」を活用しながら移転を促す。

## **5 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及**

### **(1) 地震ハザードマップの作成・公表**

地震の規模や地震による被害予想を住民に伝えることによって耐震化への意識を啓発することも重要であるため、山形県が作成した「山形盆地断層帯地震の想定震度分布図・長井盆地西縁断層帯地震・土砂災害危険箇所図」を防災担当及び耐震相談窓口において公表し、広く啓発します。

また、山形県の資料を基に地震の揺れやすさがわかる朝日町の地震ハザードマップを作成し、公表するとともに必要に応じ更新する。

### **(2) 相談体制の整備・情報の充実**

住宅・建築物所有者が耐震化について相談する体制としては、町で相談窓口を設置し対応するものとし、場合により県及び専門機関の相談窓口を紹介する等情報提供に努める。

### **(3) パンフレット作成とその活用**

山形県において耐震化への意識向上を図るためにパンフレットを作成しており、それを活用し、住宅・建築物の耐震診断・改修に関する知識や情報を提供する。また、多数集まる町内会公民館等に耐震化促進のポスターを掲示しパンフレットも展示する。

また、各種行事やイベントの機会において建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性について普及啓発を図る。

### **(4) 自治会との連携**

自治会の自主防災活動における一環として、建築物の耐震化を含め地震対策も重要な問題と捉え、山形県の耐震相談を町内会単位で実施できるよう啓発する。

### **(5) 家具転倒防止策**

地震時における家具の転倒防止策についてパンフレット等を活用して住民に対策事例等を紹介し、自らできる地震対策への取組について普及啓発を図る。

## 6 その他耐震診断及び耐震改修の促進に必要な事項

### (1) 関係団体による事業の概要及び連携

耐震診断や耐震改修リフォームの普及・啓発による地震発生前の対策（以下「震前対策」という。）の推進を図るために、(社)山形県建築士会をはじめとする建築関係公益法人等と山形県及び35市町村で構成する山形県住宅・建築物地震対策推進協議会が平成19年1月に設立されたので、当町も協議会の一員として関係機関と連携し、震前対策の推進を図る。

また、木造住宅の耐震診断について、(社)山形県建築設計事務所協会等と協力を得ながら木造住宅の耐震改修の促進を図る。